

山陽小野田市

転入奨励金制度



山陽小野田市外から転入し、新たに住宅を取得した人に住宅に係る固定資産税相当額を5年間、転入奨励金として交付する制度です。（都市計画税及び土地の固定資産税を除く。）住宅に係る固定資産税が課税されてから（※）5年間が対象になります。

※ 毎年1月1日の時点で、建物を保有している人に対して固定資産税が課税されます。

例) 令和4年12月31日までに住宅を取得 → 令和5年度に固定資産税が課税

原則として **令和4年12月31日** までに

住宅を取得された方または山陽小野田市に転入された方が、最後の新規交付対象者となります。

【転入奨励金交付申請対象者】

- ・令和4年12月31日までに転入し、転入翌日から2年以内に住宅を取得した方
- ・令和4年12月31日までに住宅を取得し、申請時まで転入された方

転入奨励金交付要件

補助対象住宅の要件（①～③のいずれにも該当すること。）

- ① 転入者が所有する住宅で所有権保存登記がされていること（中古住宅、マンション含む。）
- ② 購入による取得であること（相続、贈与により取得した場合は対象外。）
- ③ 居住用であること（事務所、車庫、倉庫は対象外。）

補助対象者の要件（①～③のいずれにも該当すること。）

- ① ア 新たに住宅を取得し、その後転入した人
イ 転入した日の翌日から起算して2年以内に、新たに住宅を取得した人
- ② 転入した日より前に1年以上他の市町村に住所を有していた人
- ③ 市税等の滞納がない人（当該年度の固定資産税を完納していること。）



転入奨励金交付申請対象について詳しくは裏面をご覧ください。

補助対象住宅、補助対象者、申請に必要な書類等、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

山陽小野田市役所 シティセールス課

☎ 0836-82-1241

山陽小野田市 転入奨励金

検索



